

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱

令和3年1月12日 文化スポーツ局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内に残された歴史的な遺産について、所有者及び市民の継承意欲の醸成を図り、保存と活用につなげることを目的として、神戸歴史遺産を定め、その支援助成を行うため、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。）、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則（令和2年3月神戸市規則第95号。以下「規則」という。）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、神戸歴史遺産とは、法、県条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は選択（以下「指定等」という。）を受けた文化財及び神戸市内に残された歴史的な遺産のうち市長が認定したものをいう。

(認定の要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件を満たすものについて、神戸歴史遺産として認定することができる。

- (1) 概ね法、県条例、又は条例に定める文化財の種類に属するもの。
- (2) 神戸市域の歴史的特性を現すもの。
- (3) 概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- (4) 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- (5) 所有者、管理者、法に定める無形文化財の保持者若しくは保持団体、又は無形民俗文化財の保護団体（保存会等）（以下「所有者等」という。）が明確で認定への合意が得られたもの。

(認定の申請)

第4条 神戸歴史遺産の認定を受けようとする所有者等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、第3条に規定する要件に適合すると認められるものについて、神戸市文化財保護審議会委員の意見を聴取し、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで、認定の可否を決定するものとする。

- (1) 神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること。
- (2) 市民の遺産として伝えていく必要があること。

2 前項の規定により認定をしたときは、認定の概要を公開するものとする。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、認定通知書(様式第2号)により所有者等に通知し、神戸歴史遺産認定証(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による認定をしなかったときは、不認定通知書(様式第4号)により所有者等に通知するものとする。

(認定内容の変更及び認定証の再交付)

第7条 認定を受けた所有者等は、第4条による申請の内容に変更があったときは、認定内容変更届(様式第5号)により、速やかに市長に届けなければならない。

2 所有者等は、神戸歴史遺産認定証が破損、滅失、又は亡失したときは、認定証再交付申請書(様式第6号)を提出して、再交付を受けるものとする。

(認定の取り消し)

第8条 市長は、認定を受けた所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請内容に偽りが判明したとき。

(3) 所有者等から認定抹消の申し出があったとき。

(4) その他、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第7号)により所有者等に通知しなければならない。

3 所有者等は、前項の通知を受理したときは、速やかに神戸歴史遺産認定証を市長に返付しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、神戸歴史遺産支援事業として、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、助成金を交付することができる。

(1) 継承のために必要な事業

(2) 所有者等の同意が得られている事業

(3) 所有者等に活用の展望がある事業

(4) 成果を公開することができる事業

(助成対象者)

第10条 前条の助成金の交付は、次に掲げる要件のいずれにも該当する神戸歴史遺産の所有者等又は保存と活用を支援しようとする団体に対して行うものとする。

(1) 政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。

(2) NPO法及びその他法令に基づく団体の場合、法令等で定められた報告等が所管庁等に適切に行われていること。

(3) 法等によらない団体においては、組織が明確であり、運営が適切に行われていること。

(4) 市税及びその他の租税を滞納していないこと。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

に規定する暴力団をいう。)、又は、暴力団もしくはその構成員(暴力団の構成員又はその構成員でなくなってから5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(助成対象経費)

第11条 助成の対象となる経費は、第9条に規定する事業にかかる事業費のうち、所有者等又は保存と活用を支援しようとする団体が負担する経費で、次に掲げる経費のいずれかに該当するものとする。ただし、神戸歴史遺産の保存・活用・継承に必要なとみなされない経費、経常的な維持管理経費、主に営利を目的とした経費、指定等文化財以外の宗教者のみによる儀式に関わる経費、租税公課、減価償却費、食糧費、交際費、諸謝金(事業にかかる経費の場合を除く)、退職給付費用、役員報酬、福利厚生費及び雑費、本市または本市外郭団体からの補助金を財源とした事業の経費(指定等を受けた文化財の補助事業の経費の場合を除く)、本市または本市外郭団体から請け負った委託事業に伴う経費、及びその他市長が不適当と認めた経費については助成の対象外とする。

- (1) 文化財的な価値を有する部分に関する修理にかかる経費
- (2) 無形文化財又は無形民俗文化財の継承者育成にかかる経費
- (3) 記録作成にかかる経費
- (4) 災害等による被害の復旧にかかる経費
- (5) 公開・活用のために必要な文化財的価値を有する部分の改修にかかる経費
- (6) 防犯・防災にかかる経費
- (7) 継承のための活用事業にかかる経費

(助成金の財源)

第12条 市長は、神戸歴史遺産に対する寄附金から諸経費を差し引いた額及びその同額の市費について、神戸市市民文化振興基金条例(平成18年3月条例第80号)に規定する神戸市市民文化振興基金、及び神戸SDGs貢献基金条例(令和6年2月26日条例第19号)に規定する神戸SDGs貢献基金(以下「基金」という。)に積み立て、これを財源として助成を行う。ただし、予算の範囲内とする。

- 2 前項に規定する寄附金の寄附者は、支援する対象として特定の神戸歴史遺産を選択し、又は選択せずに寄附することができる。
- 3 市長は、前項の規定により支援する対象として特定の神戸歴史遺産を選択しなかった寄附金、第17条第2項により寄附募集登録中止承認通知を行った場合に前項の規定により支援する対象として当該通知にかかる神戸歴史遺産を選択していた寄附金、第21条第2項により助成事業中止承認通知書による通知を行った場合に前項の規定により支援する対象として当該通知にかかる神戸歴史遺産を選択していた寄附金、第15条より決定した助成金交付上限額を超えた寄附金、又は第17条第2項により認められた助成金交付上限額を超えた寄附金について、神戸歴史遺産制度の推進にかかる諸経費、助成にかかる諸経費、当該年度の寄附募集登録事業への助成、又はその他市長が特に必要と認めるものに充てることができる。

(助成金の額)

第13条 助成金の額は、前条第2項の規定により助成対象の神戸歴史遺産を支援する対象として選択した寄附金の総額から原則としてふるさと納税の返礼品等にかかる経費及び事務経費10%を差し引いた額及びその同額の市費の合計額を基準として、市長が決定するものとする。ただし、第15条により決定した助成金交付上限額を限度とする。

- 2 前条第3項の規定により、当該年度の寄附募集登録事業への助成は、第15条により決定した助成金交付上限額及び第17条第2項により認められた助成金交付上限額を限度として加算することができる。
- 3 神戸歴史遺産のうち指定等を受けた文化財を支援の対象とする助成については、法、県条例又は条例による補助金等が得られなかったときは当該年度における助成は行わず、翌年度以降に当該文化財を支援の対象とする助成をする際に、当該年度において支援する対象として当該文化財を選択していた寄附金の総額を加算して計算するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合、助成金の額を増額することができる。
- 5 第1項の規定による助成金の額について、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(寄附募集登録申請)

第14条 助成を受けようとする所有者等又は保存と活用を支援しようとする団体は、ふるさと納税による寄附募集の登録を行うものとし、次に掲げる書類を事前に市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附募集登録申請書(様式第8号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 大規模な修理事業等にかかる寄附は、全体事業計画を示したうえで、複数年の間、継続して寄附募集登録ができる。ただし、寄附募集登録申請は年度ごとに行わなければならない。

(寄附募集登録の決定)

第15条 市長は、前条に規定する書類を受理した場合は、第9条、第10条及び第11条の規定に適合するものについて、計画の実現可能性を総合的に考慮し、寄附募集の登録の可否及び助成金交付上限額を決定するものとする。

(寄附募集登録決定の通知)

第16条 市長は、前条の規定による登録を認めたときは、寄附募集登録通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による登録を認めなかったときは、寄附募集不登録通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(寄附募集登録決定の変更等)

第17条 申請者は、寄附募集登録決定後、事情の変更により寄附募集中に事業内容を変更する場合は、寄附募集登録変更申請書(様式第11号)を、又は事業を中止する場合は、寄附募集登録中止申請書(様式第12号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、寄附募集登録変更承認通知書(様式第13号)又は寄附募集登録中止承認通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長が第2項の規定により寄附募集登録決定の全部又は一部の取り消しを認めることできる場合は、神戸市補助金等の交付に関する規則第10条第2項の規定に準じるものとする。

(助成金交付予定額の通知)

第18条 市長は、ふるさと納税等による寄附金の額が確定した場合は、助成金交付予定額通知書(様式

第 15 号) により寄附募集登録の申請者に対し通知するものとする。

(交付申請)

第 19 条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき、助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書 (様式第 16 号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 20 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、補助金規則第 6 条に基づき、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により、助成金の交付決定を行うときは、助成金交付決定通知書 (様式第 17 号) により前条による申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第 21 条 前条の交付決定を受けた者 (以下「助成事業者」という。) は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する承認を受けようとするときは助成事業変更承認申請書 (様式第 18 号)、又は同項第 2 号に規定する承認を受けようとするときは助成事業中止承認申請書 (様式第 19 号) を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、助成事業変更承認通知書 (様式第 20 号) 又は助成事業中止承認通知書 (様式第 21 号) により、助成事業者に通ずるものとする。

(実績報告書等の提出)

第 22 条 助成事業者は、補助金規則第 15 条に基づき、助成事業の実績報告をするときは、次に掲げる書類を当該助成対象事業の完了後 1 か月以内に市長に提出しなければならない。なお、寄附募集期間内に終了する事業は、この限りではない。

- (1) 助成事業実績報告書 (様式第 22 号)
- (2) 活動実績報告書
- (3) 写真
- (4) 収支決算書
- (5) 助成金の交付決定額とその精算額が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定及び精算)

第 23 条 市長は、補助金規則第 16 条による助成金の交付額の確定を行ったときは、助成金額確定通知書 (様式第 23 号) により速やかに助成事業者に通ずるものとする。

2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金規則第 15 条第 1 項による報告受理後 10 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければ

ばならない。

(助成金の請求)

第 24 条 助成事業者は、前条の助成金額確定通知書を受けとったときは、助成金請求書（様式第 24 号）を市長の定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を助成事業者に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、助成金の交付が第 22 条の規定による実績報告の後では事業の目的を達し得ないとき又は市長が特に必要があると認めるときは、助成事業者からの助成金概算払請求書（様式第 25 号）に基づき、第 22 条の規定による実績報告を受ける前に、第 20 条の規定により決定した助成金の全部または一部について、支払うことができる。この場合において、前項の規定により助成事業者に支払う助成金の額については、助成金請求書に記載されている金額から当該実績報告を受ける前に支払った金額を控除するものとする。

4 助成金の支払いにおいて、助成事業者と異なる口座名義への振込となる場合は、助成金受領委任状（様式第 26 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 25 条 市長は、補助金規則第 19 条により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を助成金交付決定（取消・変更）通知書（様式第 27 号）により助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金等を返還させるものとする。

(調査)

第 26 条 市長は第 4 条の規定による申請を行った所有者等に対して、その承認を得て、第 5 条の決定、又は第 8 条の認定の取り消しに関して必要な調査を行うことができる。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、神戸歴史遺産の認定及び助成金の交付に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が別に定める。

第 27 条 令和 2 年度ふるさと納税による寄附募集に限り、第 13 条の規定にかかわらず、助成金の額は第 12 条第 2 項の規定により助成対象の神戸歴史遺産を支援する対象として選択した寄附金の総額から原則として 10%を助成にかかる諸経費として差し引いた額及びその同額の市費の合計額を基準として、市長が決定するものとし、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 1 月 12 日より施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和4年3月1日より施行する。

この要綱は、令和5年3月24日より施行する。

この要綱は、令和7年3月1日より施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産認定申請書

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり神戸歴史遺産への認定を申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 添付書類
 - (1) 概要書
 - (2) 位置及び範囲を示す図面
 - (3) 写真
 - (4) 写真使用承諾書
 - (5) 団体概要書
 - (6) その他参考資料

別記 様式第 1 号(第 4 条関係)

概 要 書

名称	(よみがな)
所在地	神戸市 区
員数	
所有者等の 氏名、連絡先	〒
	(よみがな)
	電話番号
	E－mail
その他に管理 者等がいる場 合の氏名、 連絡先	〒
	(よみがな)
	電話番号
	E－mail
概要	

歴史的 特性	
履歴	
活用実績	
史資料等	

別記 様式第1号(第4条関係)

年 月 日

神戸市長宛

住所

氏名

電話番号

E-mail

写真使用承諾書

年 月 日申請の神戸歴史遺産認定申請書に添付の写真について、神戸市が神戸歴史遺産の広報活動のため、下記のとおり使用することを承諾します。

記

- | | | | |
|---|---------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 神戸市ホームページへの掲載 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| 2 | 神戸市 SNS への掲載 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| 3 | 神戸歴史遺産広報チラシ等への掲載 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| 4 | 神戸市発行の冊子等への掲載 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| 5 | 神戸市報道発表資料への掲載 | ☐ 可 | ☐ 不可 |
| 6 | 撮影者、所蔵機関等名称の記載（ | ） ☐ 要 | ☐ 不要 |

団 体 概 要 書

団体名称	(よみがな)
団体設立年月日	
事務局又は代表者の連絡先	〒 TEL E-mail
組織	代表者氏名 : 会計者氏名 : 監事氏名 : その他構成員 : 名
設立目的	
団体への加入条件	
過去の活動実績	
神戸歴史遺産の活用計画	

注 1 団体規約を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産認定通知書

年 月 日に申請のありました下記物件について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、神戸歴史遺産に認定しましたので、通知します。

記

- 1 神戸歴史遺産の名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 所有者等の住所

様式第3号(第6条関係)

(表)

神戸歴史遺産第

号

神戸歴史遺産認定証

名 称

員 数

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、神戸歴史遺産に認定します。

年 月 日

神 戸 市 長

印

(裏)

所有者等の氏名 (団体にあつては 名称)	所有者等の住所 (団体にあつては主た る事務所の所在地)	所在地	交付又は再交付 の年月日

所有者等の氏名 (団体にあつては 名称)	所有者等の住所 (団体にあつては主た る事務所の所在地)	所在地	変更の年月日

注 次の場合は、認定内容変更届(様式第5号)及びこの認定証を添えて届け出てください。

- 1 所有者等が変更したとき
- 2 所有者等の氏名または住所を変更したとき
- 3 所在地を変更したとき

様式第4号(第6条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産不認定通知書

年 月 日に申請のありました下記物件について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、不認定としましたので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 所有者等の住所
- 5 不認定とした理由

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所

届出者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産認定内容変更届

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり認定内容の変更を届け出ます。

記

- 1 神戸歴史遺産の名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 変更内容

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産認定証再交付申請書

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり神戸歴史遺産認定証の再交付を申請します。

記

- 1 神戸歴史遺産の名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 申請の理由

- 注 1 破損の場合は、当該認定証を添付してください。
- 2 滅失又は亡失した認定証を発見した場合は、速やかに再交付された認定証を返付してください。

様式第7号(第8条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(所有者等氏名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産認定取消通知書

下記の神戸歴史遺産について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により、認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 神戸歴史遺産の名称
- 2 所在地
- 3 所有者、管理者、保持者又は保持団体名及び代表者名
- 4 認定取消とした理由

注 1 速やかに神戸歴史遺産認定証を返付してください。

様式第 8 号(第 14 条関係)

年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録申請書

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり寄附募集登録を申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 事業の目的及び内容等

5 事業の期間

開始 年 月 日 完了 年 月 日

6 事業費

総事業費 円

助成希望額 円

7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書

(4) その他資料(見積書等)

事業計画書

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的 及び内容等	
事業の期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
事業費	総事業費 円 助成希望額 円

収 支 予 算 書

1 収入の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
助成希望額		
その他支援金・助成金		
その他収入		
自己負担金		
計		

2 支出の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
計		

注 1 収支の計は、それぞれ一致するように記入ください。

団 体 概 要 書

団体名称	(よみがな)
団体設立年月日	
事務局又は代表者の連絡先	〒 TEL E-mail
組織	代表者氏名 : 会計者氏名 : 監事氏名 : その他構成員 : 名
設立目的	
団体への加入条件	
過去の活動実績	
神戸歴史遺産の活用計画	

注 1 団体規約を添付してください。

様式第 9 号（第 16 条関係）

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（申請者名） 様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録通知書

年 月 日付で申請のあった事業については、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり寄附募集登録をし、助成金交付上限額を決定しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的及び内容等	
事業期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
助成金交付上限額	円
寄附募集期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日

- 注 1 この助成金は、申請者が実施する事業に対する助成金として、交付を予定するものです。
- 2 この交付上限額は、申請者に対する寄附金の額により、減額される場合があります。
- 3 実際に助成金としてお支払いする最終的な金額は、助成金交付決定通知書（様式第 17 号）により通知します。

様式第 10 号 (第 16 条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集不登録通知書

年 月 日付で申請のあった下記の事業については、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 15 条の規定により、寄附募集登録をしないこととしましたので、通知します。

記

- 1 神戸歴史遺産の名称
- 2 所在地
- 3 事業の名称
- 4 不登録とした理由

様式第 11 号(第 17 条関係)

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録変更申請書

年 月 日付 第 号で寄附募集登録した事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 変更の内容及び理由

5 事業の予定期間

開始 (変更前: 年 月 日) 年 月 日

完了 (変更前: 年 月 日) 年 月 日

6 助成希望額 (変更前: 円) 円

7 添付書類

事業計画書 (変更後)

収支予算書 (変更後)

別記 様式第 11 号(第 17 条関係)

事業計画書(変更後)

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的 及び内容等	
事業の期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
事業費	総事業費 円 助成希望額 円

注 1 変更箇所の下線を引いてください。

収 支 予 算 書 (変更後)

1 収入の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
助成希望額	()	
その他支援金・助成金	()	
その他収入	()	
自己負担金	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

注 1 収支の計は、それぞれ一致するよう記入してください。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入してください。

様式第 12 号（第 17 条関係）

年 月 日

神戸市長宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録中止申請書

年 月 日付 第 号をもって登録通知のあった事業について、下記のとおり中止
したいので、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、
申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 中止の理由

5 中止の期日

年 月 日

様式第 13 号 (第 17 条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(事業者名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録変更承認通知書

年 月 日付 第 号で寄附募集登録した事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更することに決定しましたので通知します。

記

神戸歴史遺産の名称		
所在地		
事業の名称		
事業の目的及び内容等		
助成金交付上限額	当初助成金交付上限額	円
	変更助成金交付上限額	円
変更する理由		

様式第 14 号 (第 17 条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産支援事業 寄附募集登録中止承認通知書

年 月 日付で中止申請のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
登録通知日・番号	
中止の期日	

様式第 15 号 (第 18 条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産支援事業 助成金交付予定額通知書

年 月 日付第 号で寄附募集登録決定をした事業について、下記のとおり助成金交付予定額が決定しましたので、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 18 条の規定により、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的及び内容等	
助成金交付予定額	円

- 注 1 この通知書を受けとったときは、助成金交付申請書（様式第 16 号）を市長の定める期日までに提出してください。
- 2 実際に助成金としてお支払いする最終的な金額は、助成金交付申請書受理ののち、助成金交付決定通知書（様式第 17 号）をもって通知します。

様式第 16 号(第 19 条関係)

年 月 日

神戸市長宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 助成金交付申請書

神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 19 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 事業の目的及び内容等

5 事業の期間

開始 年 月 日 完了 年 月 日

6 事業費

総事業費 円

助成申請額 円

7 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書

(4) その他資料(見積書等)

事業計画書

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的 及び内容等	
事業の期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
事業費	総事業費 円 助成申請額 円

収 支 予 算 書

1 収入の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
助成申請額		
その他支援金・助成金		
その他収入		
自己負担金		
計		

2 支出の部

(金額単位：円)

科目	予算額	摘要
計		

注 1 収支の計は、それぞれ一致するように記入ください。

団 体 概 要 書

団体名称	(よみがな)
団体設立年月日	
事務局又は代表者の連絡先	〒 TEL E-mail
組織	代表者氏名 : 会計者氏名 : 監事氏名 : その他構成員 : 名
設立目的	
団体への加入条件	
過去の活動実績	
神戸歴史遺産の活用計画	

注 1 団体規約を添付してください。

様式第 17 号 (第 20 条関係)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名)

様

神戸市長

神戸歴史遺産支援事業 助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり助成金の交付を決定しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的及び内容等	
助成金交付決定額	円

注 1 この助成金の内容及び事業経費の配分は申請のとおりとします。

- 2 申請者の事情により特別の変更が生じたときは、助成事業変更承認申請書（様式第 18 号）又は助成事業中止承認申請書（様式第 19 号）を速やかに市長に提出し、承認を受けることが必要です。
- 3 事業の終了後、助成事業実績報告書（様式第 22 号）を事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに提出してください。報告書の審査等により、最終的な助成金確定額を通知します（様式第 23 号）。審査の結果、助成金交付決定額を減額、又は取り消す場合があります。また、概算払済みの場合は、助成金の一部または全部の返還を命じる場合があります。
- 4 市長は、助成事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。
- 5 助成事業の対象物件は、市長の承認を受けずに助成金交付の目的に反して使用し、又は処分してはなりません。なお、市長の承認を受けて当該物件を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより市に納付させることがあります。
- 6 当該物件は、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的運営を図らなければなりません。
- 7 助成事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該助成事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければなりません。
- 8 関係法令及び交付決定の内容並びに条件及び市長の命令又は指示に違反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずることがあります。
- 9 この助成金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服がある場合は、この通知書を受理した日から 10 日以内に文書をもって申請を取り下げることができます。

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 助成事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり内容を変更したいので、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 変更の内容及び理由

5 助成申請事業の期間

開始 (変更前: 年 月 日) 年 月 日

完了 (変更前: 年 月 日) 年 月 日

6 助成申請額 (交付決定額: 円) 円

7 添付書類

(1) 事業計画書 (変更後)

(2) 収支予算書 (変更後)

(3) その他資料

別記 様式第 18 号（第 21 条関係）

事業計画書（変更後）

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
事業の目的 及び内容等	
事業の期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
事業費	総事業費 円 交付決定額 円 助成申請額 円

注 1 変更箇所がわかるよう明記してください。

収 支 予 算 書（変更後）

1 収入の部

（金額単位：円）

科目	予算額	摘要
助成申請額	()	
その他支援金・助成金	()	
その他収入	()	
自己負担金	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

（金額単位：円）

科目	予算額	摘要
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

注 1 収支の計は、それぞれ一致するよう記入してください。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入してください。

年 月 日

神戸市長宛

住 所

申請者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 助成事業中止承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり中止したいので、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、申請します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 中止の理由

5 中止の期日

年 月 日

様式第 20 号（第 21 条関係）

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（申請者名） 様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産支援事業 助成事業変更承認通知書

年 月 日付で変更申請のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称		
所在地		
事業の名称		
事業の目的及び内容等		
変更承認する内容		
助成金交付決定額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	概算払済額	円
	差引交付決定額	円

様式第 21 号（第 21 条関係）

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（申請者名） 様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産支援事業 助成事業中止承認通知書

年 月 日付で中止申請のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
交付決定日・番号	
中止の期日	

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

電話番号

E-mail

神戸歴史遺産支援事業 助成事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 22 条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 神戸歴史遺産の名称

2 所在地

3 事業の名称

4 事業の期間

開始 年 月 日（申請） 年 月 日（実績）

完了 年 月 日（申請） 年 月 日（実績）

5 助成金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精算額 円

6 添付書類

（1）活動実績報告書

（2）写真

（3）収支決算書

（4）助成金の交付決定額とその精算額が分かる書類

（5）その他、成果物等

別記 様式 22 号(第 22 条関係)

活動実績報告書

神戸歴史遺産の 名称	
所在地	
事業の名称	
実施内容等	
事業の期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
事業費	総事業費 円 助成金交付決定額 円 助成金精算額 円

収 支 決 算 書

1 収入の部 (金額単位：円)

科目	決算額	摘要
助成金交付決定額	()	
その他支援金・助成金	()	
その他収入	()	
自己負担金	()	
	()	
計	()	

2 支出の部 (金額単位：円)

科目	決算額	摘要
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

- 注 1 収支の計は、それぞれ一致するように記入ください。
- 2 表中、交付決定時の金額を上段の () 内に、精算後の金額は下段に記入してください。

様式第 23 号（第 23 条関係）

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（事業者名） 様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産支援事業 助成金額確定通知書

年 月 日付 第 号で報告のあった事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 23 条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

記

神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	
助成金確定額	円
特記事項	

神戸歴史遺産支援事業 助成金請求書

請求金額	円
神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

電話番号

E-mail

振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口座番号	
口座名義	

注 1 口座名義は、助成事業者と同一の名義です。

2 口座名義が異なる口座への振込となる場合は、助成金受領委任状（様式第 26 号）を提出してください。

神戸歴史遺産支援事業 助成金概算払請求書

請求金額	円
神戸歴史遺産の名称	
所在地	
事業の名称	

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

電話番号

E-mail

振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口座番号	
口座名義	

注 1 口座名義は、助成事業者と同一の名義です。

2 口座名義が異なる口座への振込となる場合は、助成金受領委任状（様式第 26 号）を提出してください。

神戸歴史遺産支援事業 助成金受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

E-mail

私は、下記 1 受任者を代理人と定め、下記 2 の事業に係る助成金の受領を委任します。

記

1 受任者

住 所		印
団体名		
氏 名		

2 事業の名称

3 受領委任する金額 金 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口座番号	
口座名義	

様式第 27 号（第 25 条関係）

（公 印 省 略）

第 号

年 月 日

（事業者名）

様

神 戸 市 長

神戸歴史遺産支援事業 助成金交付決定（取消・変更）通知書

年 月 日付 第 号で交付を決定した事業について、神戸歴史遺産の認定及び神戸歴史遺産支援事業助成金交付要綱第 25 条第 1 項の規定により、下記のとおり取消・変更することに決定しましたので通知します。

記

神戸歴史遺産の名称		
所在地		
事業の名称		
事業の目的及び内容等		
助成金交付決定額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	概算払済額	円
	差引精算額	円
取消・変更する理由		